

## 山口市携帯用防犯ブザー補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童を犯罪から守り、安全を確保するとともに、防犯意識を啓発することを目的に、登下校時の安全のために供与する携帯用防犯ブザー（以下「防犯ブザー」という。）の購入費用を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象)

第2条 山口市携帯用防犯ブザー補助金（以下、「補助金」という。）の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、山口市内に活動拠点を置く地区自治会またはPTA（以下「自治会等」という。）とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、自治会等が、山口市内に住所を有し、当該年度に小学校に入学する児童に供与する目的で購入した防犯ブザーの費用の2分の1以内の額とする。ただし、1児童につき1回、防犯ブザー1個につき200円を限度とする。

2 前項により算出した補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、山口市携帯用防犯ブザー補助金交付申請書(別記様式第1号)を毎年4月30日までに市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、山口市携帯用防犯ブザー補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知する。

### (補助金の請求)

第6条 前条の規定により決定通知を受けた申請者は、補助金を請求しようとするときは、市長の指定する請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

### (補助金の取り消し及び返還)

第7条 市長は、補助金を交付した後において、不正な行為によりこれを受けたことが明らかなる者に対して、その決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要綱の施行の前に、廃止前の山口市携帯用防犯ブザー補助金交付要綱第4条による申請手続又はこれらの規定に基づく手続その他の行為は、施行後の第4条又はこれらの規定に基づく相当規定によってなされたものとみなす。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式第1号

山口市携帯用防犯ブザー補助金交付申請書

年 月 日

山口市長 様

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

山口市携帯用防犯ブザー補助金交付要綱第4条第1項の規定により下記のとおり補助金の交付申請をいたします。

記

- |   |            |        |    |
|---|------------|--------|----|
| 1 | 補助金交付申請額   | 金      | 円  |
| 2 | 防犯ブザー      |        | 個  |
|   | 種類 (メーカー等) |        |    |
|   | 単 価        | 1個あたり  | 円  |
|   | 購入価格       |        | 円  |
| 3 | 設置学校       |        | 学校 |
|   | 供与人数       |        | 人  |
| 4 | 添付書類       | 見積書の写し |    |

別記様式第2号

山口市携帯用防犯ブザー補助金交付決定通知書

指令山教教第 号

申請者  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付で申請のありました山口市携帯用防犯ブザー補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

山 口 市 長

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 条 件

この補助金は、 年山口市携帯用防犯ブザー補助金として交付するものであるから、他の目的に使用してはならない。

別記様式第3号

山口市携帯用防犯ブザー補助金交付請求書

年 月 日

山口市長 様

(請求者)

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

年 月 日付け指令山教教第 号で交付決定通知のありました山口市携帯用防犯ブザー補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込金融機関

|      |    |
|------|----|
| 銀 行  | 支店 |
| 信用金庫 |    |
| 農 協  | 支所 |

普通 口座番号 ふりがな

当座 口座名義

(注) 請求者と口座名義人が違う場合は、委任状が必要です。

3 添付書類 補助金交付決定通知書の写し  
領収書の写し

委任状

受任者 住所  
団体名  
氏名

私は、上記の者を代理人と定め、山口市から支払われる山口市携帯用防犯ブザー補助金の受領を委任します。

年 月 日

住所  
団体名  
代表者氏名

印